

福島
の復興・再生に
今できることを
精いっぱい

瀬戸 和夫

環境省 福島地方環境事務所 中間貯蔵部 用地補償課 課長補佐

昭和28年(1953)、川俣町生まれ。
1972年4月、福島県に入庁。定年退職後、再任用職員(1年)。
2015年4月、環境省(東北地方環境事務所福島環境再生事務所)に入省。

原発事故から3年、当時の私は県職員として
定年を目前にしておりました。

そんな私に、同僚の友人が「環境省が中間貯蔵施設整備のため、
任期付き職員を募集している」と教えてくれました。

震災や原発事故の報道に接するたび、同じ県民として福島の復興に関わる仕事が
したいという気持ちが強くなっていましたので迷わず応募しました。

私が配属された用地補償第二課の業務は、中間貯蔵施設の用地取得でした。
すでに住民説明会を終えていたため、私の業務は地権者宅(避難先)を
個別訪問することから始まりました。先祖代々の土地や愛着のある自宅を
お譲りしていただくお願いをしても、中には心の整理がつかず、用地交渉が
長引いた方もいらっしゃいました。しかし、最終的にはご協力いただけ、令和2年
10月末時点では民有地については90%を超える面積まで用地取得が進みました。
お陰さまで、施設整備に必要な土地の確保は順調に進んでおります。

中間貯蔵施設は、除去土壌に起因する福島県における風評被害の原因を、
払拭する面からも必要不可欠なものと思っております。

これからも自分の業務の重要性をかみしめながら、「福島の復興・再生」に
微力ながら尽力していければと考えております。



用地補償課内の打ち合わせ風景